

住所変更に伴う商業登記の変更について

字名地番の変更は、土地区画整理事業などの実施に際し、字の名称や地番を整理することで地番の混乱を解消するため、不可欠な作業となっております。

長湫中部土地区画整理地内においては、**平成22年10月9日（土）**から、字名地番が変更されます。

字名地番が変更されますと、その地区内の会社（法人）の本店（主たる事務所）や支店（従たる事業所）の所在地または個人の住所が変更されますので、次のようなときは、管轄の法務局に対して変更登記の申請をしていただくことになります。

問い合わせ先 長久手町役場税務課 0561-63-1111 内線113

このような場合手続きが必要です

◆会社の「本店」、「支店」の所在地、または会社以外の法人の「主たる事務所」、「従たる事務所」の所在地の表示が変更になったとき

◆登記されている各種法人の代表者の住所の表示が変更になったとき

（以下、「会社等」と総称し会社について説明します。）

- ・株式会社の代表取締役
- ・有限会社の取締役及び監査役
- ・合名会社または合資会社の社員、支配人を置いた営業所及び支配人の住所
- ・民法法人の理事や協同組合の代表理事

※株式会社の役員で住所が登記事項とされているのは、代表取締役等の代表権を有する方です。取締役や監査役については、住所が登記事項とされていないため、住所に変更が生じても変更の登記をする必要はありません。

しかし、有限会社は、役員の住所に変更が生じたときには、変更の登記をしなければなりません。

※変更登記の申請をしないと、登記上の本店等の所在地や代表者の住所の表示が旧住所のままとなり、資格証明書や印鑑証明書を請求する際に支障となる場合がありますので速やかに申請してください。

会社等変更登記の期限（いつまでに）

会社等の変更登記には期限があります。**字名地番変更実施後**、以下の期間内に手続きを行ってください。

本店（主たる事務所）所在地



2週間以内

支店（従たる事務所）所在地



3週間以内

不動産等の名義人住所



期限の定めなし

※不動産等の登記名義人住所については、売買、抵当権設定・抹消等、必要が生じたとき申請していただいても問題ありません。

登録免許税

会社等の変更登記の申請に必要な登録免許税は、役場で発行する「**字名地番変更証明書**」を添付すれば**免除**されます。

登記手数料

支店等が本店所在地の管轄法務局の管轄区域外にあり、本・支店一括申請をするときは、**支店の所在地数1庁につき600円の登記印紙**が必要です。
登記印紙は、最寄りの法務局で購入することができます。

※証明書は、**平成22年10月12日（火）**以降に無料で発行します。

証明書は次の場所で発行いたします。

◆会社等の所在地の変更のための字名地番変更証明書は

役場税務課（0561-63-1111 内線114）

◆代表者の住所の変更のための字名地番変更証明書は

役場住民課（0561-63-1111 内線133）

※登記上の住所と字名地番変更証明書の住所が一致しない場合には、登録免許税が免除されない場合がありますので、最寄りの法務局へご相談ください。

手続き方法

1 本店（主たる事務所）の所在地の表示が変更になったとき

(1) 手続きについて

- ① 本店所在地の管轄法務局に申請するときは、「**会社変更登記申請書**」に本店の「**字名地番変更証明書**（役場税務課で発行）」を添付して、本店所在地の管轄法務局へ提出してください。代理人が申請する場合は「**代理権限証書（委任状）**」が必要です。
- ② 支店等が、本店所在地の管轄法務局の管轄区域内または管轄区域外にあるときは、①の手続と同様に本店所在地の管轄法務局に申請してください。
ただし、支店等が本店所在地の管轄法務局の管轄区域外にある場合は、別途登記手数料が必要です。

(2) 手続き例

【本店の住所が変更になった場合】

① 本店における手続き

（支店登記がない場合または本店所在地の管轄法務局の管轄区域内に支店登記がある場合。）

ア 必要書類	会社変更登記申請書 （記載例1参照）……………1通
	本店の字名地番変更証明書 ……………1通
	（支店の字名地番変更証明書 ……………1通）
	代理権限証書（委任状） （代理人が申請する場合）…1通

イ 申請人 代表取締役（取締役）
 ウ 登記期限 字名地番変更実施後 **2週間以内**
 エ 提出先 名古屋法務局

② 本店所在地の管轄法務局の管轄区域外に支店があるときの本店支店における手続き

ア 必要書類 **会社変更登記申請書**（記載例2参照）……………1通
本店の字名地番変更証明書……………1通
（支店の字名地番変更証明書……………1通）
代理権限証書（委任状）（代理人が申請する場合）…1通

イ 申請人 代表取締役（取締役）
 ウ 登記期限 字名地番変更実施後 **2週間以内**
 エ 提出先 名古屋法務局
 オ 登記手数料 **支店の所在地数1庁につき600円（登記印紙）**

※本店・支店とも今回の字名地番変更区域内または管轄区域外にあるときは、同一の会社変更登記申請書で申請できます。このときの字名地番変更証明書は、本店・支店分それぞれ添付してください。

※本店及び支店の登記を本店所在地で一括申請した場合は、支店における手続きは必要ありません。

※本店・支店とも同一の法務局の管轄内にあり、本店のみ今回の字名地番変更区域内にあるときは、その支店における手続きは必要ありません。

2 支店（従たる事務所）の所在地の表示が変更になったとき

(1) 手続きについて

「**会社変更登記申請書**」に、支店の「**字名地番変更証明書**（役場税務課で発行）」を添付して本店所在地の管轄法務局へ提出してください。

※本店・支店とも同一法務局の管轄内にあり、支店のみ今回の字名地番変更区域内にあるときは、その支店の変更事項のみ申請します。

(2) 手続き例

【支店の住所が変更になった場合】

① 本店における手続き

ア 必要書類 **会社変更登記申請書**（記載例3参照）……………1通
支店の字名地番変更証明書……………1通
代理権限証書（委任状）（代理人が申請する場合）…1通

イ 申請人 代表取締役（取締役）
 ウ 登記期限 字名地番変更実施後 **2週間以内**
 エ 提出先 本店所在地の管轄法務局（支局・出張所）

② 他市町村にも支店があるときの本店における手続き等

ア 必要書類	会社変更登記申請書 （記載例 4 参照）…………… 1 通 支店の字名地番変更証明書 …………… 1 通 代理権限証書（委任状） （代理人が申請する場合）… 1 通
イ 申請人	代表取締役（取締役）
ウ 登記期限	字名地番変更実施後 2 週間以内
エ 提出先	本店所在地の管轄法務局（支局・出張所）
オ 登記手数料	支店の所在地数 1 庁につき 6 0 0 円（登記印紙）

※本店及び支店の登記を本店所在地で一括申請した場合は、支店における手続は必要ありません。

3 代表者の住所の表示が変更になったとき

(1) 手続きについて

本店所在地の管轄法務局に申請するときは、「**会社変更登記申請書**」に代表者の「**字名地番変更証明書**（役場住民課で発行）」を添付して、本店所在地の管轄法務局へ提出してください。代理人が申請する場合は、「**代理権限証明（委任状）**」が必要です。

(2) 手続き例

【代表者の住所が変更になった場合】

本店における手続き

ア 必要書類	会社変更登記申請書 （記載例 1 参照）…………… 1 通 代表者の字名地番変更証明書 ^⑩ …………… 1 通
--------	---

⑩住所の変更手続きを行う代表者が複数いる場合は、各々の代表者の字名地番変更証明書が必要です。

	代理権限証書（委任状） （代理人が申請する場合）… 1 通
イ 申請人	代表取締役（取締役）
ウ 登記期限	字名地番変更実施後 2 週間以内
エ 提出先	本店所在地の管轄法務局（支局・出張所）

法人所有の不動産等の名義人住所の変更について

会社等の本店の所在地の表示が変更になったときで、その会社等が土地建物等の不動産を所有しているときおよび不動産に関するその他の権利（抵当権等）を所有しているときは変更登記が必要です。

法人登記に関する問い合わせは

名古屋法務局 法人登記部門

電話 0 5 2 - 9 5 2 - 8 1 1 1（代表）

(記載例 1 ～ 5 の登記申請書記載上の注意)

◆登記申請について

- ① 登記申請は、原則として、当事者またはその代理人が法務局に申請してください。
申請書には、会社の代表者が法務局に提出してある印鑑を押印してください。代理人によって申請する場合には、代理人が押印してください。申請書が 2 枚以上にわたるときは、申請書に押印した人が各ページの綴り目に契印（割印）してください。
- ② 申請書は A 4 の用紙に記載し、他の添付書類と共に左綴じにして提出してください。紙質は長期間保存できる丈夫なもの（上質紙等）にしてください。
- ③ 文字は、直接パソコン（ワープロ）を使用し入力するか、インク、黒色ボールペン、カーボン紙等で、はっきりと書いてください。鉛筆は、使用できません。
- ④ 郵送による申請も可能です。申請書を郵送する場合は、申請書を入れた封筒の表面に「商業登記申請書類在中」と記載の上、返信用封筒とともに書留郵便により送付してください。

◆役員の住所変更の登記について

株式会社の役員で住所が登記事項とされているのは、代表取締役等の代表権を有するものです。取締役や監査役については、住所が登記事項とされていないため、住所に変更が生じても変更の登記をする必要はありません。

有限会社にあつては、役員の住所に変更が生じた場合には、その変更を登記しなければなりません。

◆書式の解説（別紙）

- （注 1）商業登記に記載されている本店所在地を記載してください。
- （注 2）証明書に記載されている変更理由並びに、変更登記事項を記載してください。住所変更登記を行う代表取締役（有限会社は役員）が 2 名以上の場合は、氏名も記載してください。
- （注 3）字名地番変更の年月日及び証明書の住所（字名地番変更実施後の住所）を省略せずに記入してください。
- （注 4）役場の発行する「字名地番変更証明書」を添付する場合、登録免許税は免除されます
- （注 5）支店所在地数 1 庁について 6 0 0 円の登記印紙が必要です。
- （注 6）通数は、会社＋該当取締役（有限会社は役員）の数を記入し、添付してください。
- （注 7）代理人に登記申請を委任した場合のみ必要です。
- （注 8）本店所在地※、商号、代表取締役（有限会社は役員）の住所※、代表取締役（有限会社は役員）の氏名を記載してください。本店所在地及び住所は、愛知県から記載してください。
※字名地番変更区域内の場合は、字名地番変更後の所在地、住所を記載してください。
- （注 9）代表取締役（有限会社は役員）の印鑑は、法務局に提出した印鑑を押印してください。
- （注 10）代理人が申請する場合にのみ記載し、代理人の印鑑を押印してください。この場合、代表取締役（有限会社は役員）の押印は不要です。

本店の所在地（または会社代表者の住所）が変更になった場合に、
本店所在地の管轄法務局で行う登記申請の例

株式会社變更登記申請書

※これは記載例です。下線が引かれている部分を申請内容に応じて書き直してください。

(記載例2)

本店の所在地（または会社代表者の住所）が変更になった場合に、
本店所在地の管轄法務局で行う登記申請の例

・・・支店登記が本店所在地の管轄法務局の管轄区域外にある場合

株式会社変更登記申請書

- | | | |
|------------|--|------|
| 1. 商 号 | <u>(会 社 名)</u> | |
| 1. 本 店 | <u>(住 所)</u> | (注1) |
| 1. 支 店 | <u>(住 所)</u>
管轄登記所 何法務局（何地方法務局）
何支局 （何出張所） | |
| 1. 登記の事由 | 名称地番変更による <u>本店の変更および代表取締役の住所変更</u>
(注2) | |
| 1. 登記すべき事項 | <u>平成22年10月9日名称地番変更による本店の変更</u> (注3)
<u>本店 (住 所)</u>
<u>平成22年10月9日名称地番変更による</u>
<u>代表取締役 (氏 名) の住所変更</u>
<u>住所 (住 所)</u> | |
| 1. 登録免許税 | 登録免許税法第5条第5号の規定により免除 | (注4) |
| 1. 登記手数料額 | 金 <u>600</u> 円
支店所在地数 <u>1</u> 庁
*本店の所在場所の支店は除く。(注5) | |
| 1. 添付書類 | 字名地番変更証明書 <u>〇</u> 通 | (注6) |
| | <u>委任状</u> <u>1</u> 通 | (注7) |

上記のとおり登記の申請とします。

平成____年____月____日

(住 所) (注8)

申請人 (会 社 名) (注8)

(住 所) (注8)

代表取締役 (氏名) ⑩ (注8)(注9)

(住 所)

上記代理人 (氏 名) ⑩ (注10)

名古屋法務局 御中

※これは記載例です。下線が引かれている部分を申請内容に応じて書き直してください。

登記印紙貼付台紙



(注) 割印をしないで貼ってください。

契
印

- (注) 1 登記申請書（登記印紙貼付台紙を含む。）は、各ページを契印してください。
2 契印には、申請書に押印した印鑑と同一の印鑑を使用してください。

(記載例 3)

支店の所在地が変更になった場合に、
本店所在地の管轄法務局で行う登記申請の例。

・・・支店登記が本店所在地の管轄法務局の管轄区域内にある場合

株式会社変更登記申請書

1. 商 号	<u> (会 社 名) </u>	
1. 本 店	<u> (住 所) </u>	(注 1)
1. 支 店	<u> (住 所) </u>	
1. 登記の事由	名称地番変更による <u>支店の変更</u>	(注 2)
1. 登記すべき事項	<u>平成 2 2 年 1 0 月 9 日名称地番変更による</u> <u> (住 所) の支店の変更</u>	(注 3)
	<u>変更後の支店 (住 所) </u>	
1. 登録免許税	登録免許税法第 5 条第 5 号の規定により免除	(注 4)
1. 添付書類	字名地番変更証明書 <u>1</u> 通	(注 6)
	<u>委任状</u> 1 通	(注 7)

上記のとおり登記の申請とします。

平成____年____月____日

<u> (住 所) </u>		(注 8)
申請人 <u> (会 社 名) </u>		(注 8)
<u> (住 所) </u>		(注 8)
代表取締役 <u> (氏 名) </u>	Ⓜ	(注 8) (注 9)
<u> (住 所) </u>		
上記代理人 <u> (氏 名) </u>	Ⓜ	(注 1 0)

名古屋法務局 御中

※これは記載例です。下線が引かれている部分を申請内容に応じて書き直してください。

支店の所在地が変更になった場合に、

・ ・ ・ 支店登記が本店所在地の管轄法務局の管轄区域外にある場合

1. 商 号	<u>(会 社 名)</u>		
1. 本 店	<u>(住 所)</u>	(注 1)	
1. 支 店	<u>(住 所)</u>		
	管轄登記所	何法務局 (何地方法務局)	
		何支局 (何出張所)	
1. 登記の事由	名称地番変更による	<u>支店の変更</u>	(注 2)
1. 登記すべき事項	<u>平成 2 2 年 1 0 月 9 日名称地番変更による</u>	(注 3)	
	<u>(住 所)</u>	の支店の変更	
	<u>変更後の支店</u>	<u>(住 所)</u>	
1. 登録免許税	登録免許税法第 5 条第 5 号の規定により免除		(注 4)
1. 登記手数料額	金 <u>6 0 0</u> 円		
	支店所在地数	<u>1</u> 庁	
	* 本店の所在場所の支店は除く。(注 5)		
1. 添付書類	字名地番変更証明書	<u>〇</u> 通	(注 6)
	委任状	1 通	(注 7)

平成 年 月 日

<u>(住 所)</u>			(注 8)
申請人	<u>(会 社 名)</u>		(注 8)
<u>(住 所)</u>			(注 8)
代表取締役	<u>(氏 名)</u>	⑩	(注 8) (注 9)
<u>(住 所)</u>			
上記代理人	<u>(氏 名)</u>	⑩	(注 10)

※これは記載例です。下線が引かれている部分を申請内容に応じて書き直してください。

登記印紙貼付台紙



(注) 割印をしないで貼ってください。

契
印

- (注) 1 登記申請書（登記印紙貼付台紙を含む。）は、各ページを契印してください。
2 契印には、申請書に押印した印鑑と同一の印鑑を使用してください。

(記載例 5)

記載例 1 ～記載例 4 の登記申請書で代理人が申請する場合の委任状の例。

委 任 状

私は、(住所) _____ (氏名) _____

に下記のことを委任します。

記

平成 2 2 年 1 0 月 9 日名称地番変更に伴う変更登記を管轄法務局へ代理して申請する

こと及び補正のための取り下げに関する一切の権限。

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

(住 所) _____

(会 社 名) _____

(氏 名) _____ ⑩



法務局に届出している印を押印してください。

※これは記載例です。下線が引かれている部分を申請内容に応じて書き直してください。